

詐欺 宅建 H01-03-1 《#779》

【問】 正誤をつけよ。

A所有の土地が、AからB、BからCへと売り渡され、移転登記も完了している。Aは、Bにだまされて土地を売ったので、その売買契約を取り消した場合、そのことを善意でかつ過失がないCに対し対抗することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 詐欺又は強迫【★入門】

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方がその事実を知り(悪意)、又は知ることができた(善意有過失)**ときに限り、その意思表示を**取り消す**ことができる。

⇒ 相手方が**善意無過失**のとき、取り消すことができない
- 3 前二項の規定による**詐欺**による意思表示の**取消しは、善意でかつ過失がない第三者に**対抗することができない。(民法 96 条)

⇒ **善意無過失の第三者に**対抗できない (取消前の第三者)